

令和元年10月8日

<市長記者会見資料>

保健福祉部保険年金課

徳島市国民健康保険重複・多剤服薬情報通知について

近年、日本の医療において、複数の医療機関で処方された複数の薬を服用することに起因するポリファーマシー(※)が問題となっています。

徳島市では、国民健康保険被保険者のうち重複・多剤服薬者に対し、服薬情報を記載した通知を送付し、かかりつけ医やかかりつけ薬局への相談を促すことで、適正な服薬と健康の保持増進を図ります。 ※多くの薬を服用することにより薬物有害事象等の問題につながる状態

- 1 事業の概要 国民健康保険被保険者の診療情報を使用して、お薬手帳では完全に把握できない全ての服薬情報を分析して、重複・多剤・併用禁忌等による副作用のリスクが高い状態の人を抽出し、「服薬情報のお知らせ」(別紙参照)を年1回、10月に送付する。
なお、業務は、大量の診療情報を効果的に分析し、対象者を抽出する必要があるため、専門知識を有する業者に委託して行う。
- 2 対象者 徳島市国民健康保険被保険者で、複数の医療機関を受診し、6種類以上の薬を処方された方
※平成31年3月診療から令和元年6月診療までの服薬情報から抽出
- 3 通知発送日 令和元年10月15日(火)を予定
- 4 業務委託先 株式会社 データホライゾン(公募型プロポーザル方式で選定)
- 5 対応フロー (1) 徳島市から「服薬情報のお知らせ」を送付
(2) 被保険者は、かかりつけ薬局へ通知を持参して相談
※かかりつけ医への持参・相談も可
(3) 薬剤師は、処方内容の確認・服薬指導等
(4) 薬剤師は、必要に応じてかかりつけ医へ照会。医師と連携して処方の見直し

以上

<問い合わせ先>

保健福祉部 保険年金課

電話：088-621-5159